

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

## 第一 外国為替令の一部改正

慣性航法装置等の設計又は製造に係る技術について、経済産業大臣の許可を要する特定技術から削除すること。  
(第一条関係)

## 第二 輸出貿易管理令の一部改正

ほう素合金等について、経済産業大臣の許可を要する特定の種類の貨物として指定する等所要の改正を行うこと。  
(第二条関係)

## 第三 附則

- 一 この政令は、平成二十三年七月一日から施行するものとする。  
(附則第一条関係)
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。  
(附則第二条関係)